

令和元年10月4日  
総務部職員課

## 障害者任免状況（障害者雇用率）及び今後の取組について

### 1 主 旨

令和元年6月1日現在の本区の障害者任免状況について、障害者雇用促進法第42条の規定による特例の認定を受けたことで、区長部局分、教育委員会分、その他の行政委員会分を本区全体の任免状況として合算・算定のうえ厚生労働省東京労働局に通報したため、以下のとおり報告する。

あわせて、法定雇用率（2.5%※）の達成に向けた今後の障害者雇用に係る取組について報告する。

※法定雇用率は令和3年4月までに2.6%に引き上げられる予定。

なお、区長会申し合わせによる雇用率の目標は3.0%。

### 2 令和元年6月1日現在の障害者雇用率

令和元年6月1日現在の障害者雇用率等は以下のとおりである。

- 基礎となる職員数 2,682人
- 障害者数 57.5人（実数46人）
- 障害者雇用率 2.14%
- 雇用率達成のために採用しなければならない障害者数 9.5人

（参考）平成30年6月1日現在の障害者雇用率

- 区長部局 2.48%
- 教育委員会 1.30%

### 3 障害者雇用に係る今後の取組

今般の障害者雇用率の算定結果を踏まえ、以下のとおり、引き続き計画的な障害者採用を行うとともに、これまで以上に全庁的な受入体制の整備を推進することで、法定雇用率の達成と障害者が働きやすい職場環境づくりに取り組む。

- （1）計画的な障害者採用
- （2）全庁的な受入体制の整備
- （3）障害者活躍推進計画の策定

### 4 障害者任免状況（障害者雇用率）の公表

障害者雇用促進法の一部改正に伴い、国及び地方公共団体においては、厚生労働省に通報した障害者の任免状況を公表することが義務付けられた（令和元年6月14日公布、9月施行）。このことから、本区においても、本法の規定に則り、速やかにホームページ上での公表を行う。